

(コーディネーター)

それでは時間になりましたので、始めたいと思います。

事業番号 34、教職員被服等貸与事業について、ご説明お願いいたします。

(説明者)

それでは、教職員被服等貸与事業についてご説明いたします。事業の目的は学校園に勤務する教職員の福利厚生の一環として、教職員に被服等の貸与を行うことを目的としています。

事業内容といたしましては、枚方市立の学校園に勤務する教職員に対して、必要とする被服等を貸与するものでございます。これまでの経過としまして、当初トレーニングウェア上下を貸与していたものを、トレーニングパンツのみに変更しています。また、平成 10 年度以前は貸与年数を 3 年としていましたが、平成 11 年度貸与者から、貸与年数を 5 年に延ばしています。

現在貸与しています品目につきましては、補足説明資料により説明をさせていただきますので、資料をご覧ください。1、貸与品目に記載していません品目から、本人の希望によりいずれか 1 品目、5 年に 1 度貸与しています。貸与品目としましては、幼稚園教諭はトレーニングパンツ、エプロン、運動靴の中から 1 品目、小・中学校教員はトレーニングパンツ、エプロン、運動靴、エンカン服(作業用のつなぎ服)、白衣の中から 1 品目、小・中学校の学校事務職員はトレーニングパンツ、エプロン、運動靴、女子事務服から 1 品目、小学校栄養職員は白衣、としています。白衣については 2 枚 1 組として貸与しております。つきましては、補足説明資料の 2、平成 21 年度の決算概要にあります白衣の数量は総量を記載していますので、採用人数にしますと、半分の 80 人となります。また、白衣 1 枚が 1,848 円ですので、1 人当たりになりますと 2 枚の 3,696 円となります。平成 21 年度の 1 人当たりの金額は約 3,124 円です。この金額には、教職員課の担当者の人件費は含まれておりません。

事業の自己評価ですが、教職員の被服等の貸与は、教職員の福利厚生事業として、また、普段の服装では指導できないものなど、業務上必要なものを貸与していると考えています。

事業の方向性としましては、これまでも考えてきているところではございますが、貸与期間は適正であるか、品目や費用は適正であるかを問い続けること、また、費用の節減と、実施効果の両面から今後も検証していくことは必要と考えてます。また、補足説明資料の 3 にあります、大阪府内各市の状況としましては、平成 21 年度教職員に被服等の貸与を行っているのは、枚方市を含め 9 市となっております。金額的には約 2,800 円から 7,500 円と幅があります。なお、この資料は枚方市教育委員会として公に調査したものではなく、大阪府都市教職員人事主担課長会が独自に調査した結果を利用しています。以上簡単な説明ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

(コーディネーター)

ありがとうございます。それでは議論に入りたいと思います。質問ある方いらっしゃいますか。

(仕分け人)

この貸与するのは全員ですか、希望者だけなんですか。

(説明者)

全員を対象としていますが、希望を取っていますので、要りませんと辞退した者には貸与していません。

(仕分け人)

5年たったときには回収するんですか。

(説明者)

5年後に回収はしていません。

(仕分け人)

では、実質くれるんですね。

(説明者)

そうですね。

(仕分け人)

簡単な質問なんですけど、根拠法令が空欄なんですけど、貸与要綱とか一切ないんですか。

(説明者)

枚方市の職員に関しましては規則で定められているんですが、その対象となっている職員の規定が府費負担の教職員は除かれていますので、別扱いで、決裁処理で実施しています。

(仕分け人)

決裁処理ということであると。特に要綱とか、そういったものがない状況で貸与して、それを妥当なものですよという形で、所属長なりが決裁しているということなんですね。

あと、品目のところでいずれか1品というのが非常に気になるんですが、必要であれば全部貸与すればいいし、それは必要でなければ貸与しなければいいと思うんですけど、なんでこういうやり方をされてるのかということと、なぜ女子事務服だけあるのかというのが疑問なんですけど。この2つを教えてください。

(説明者)

数量とコストの点から言ったら、沢山の数量を一括発注すればするほど安くなるというのは理解してると思うんですが、そうしますと、不必要なものを、もし貸与することがマイナス面として起こってくる可能性があるんじゃないかということで、本当に必要とする物を貸与していきたいということから、貸与しておるところです。教職員の、特に教諭でいきますと、仕事内容がもっぱら事務だけというものでもなく、教室での授業だけでもなく、放課後のクラブ活動の指導や清掃活動、それから小学校でしたら給食指導というのも入りますので、小学校教員で、給食指導にエプロンが必要だというものにはエプロンが選べるように。クラブ活動とか作業等で必要な物ということで、トレーニングパンツが必要だとしている者にはトレーニングパンツを選んでもらえるようにしていこうということで、選べる形を取っています。

(仕分け人)

必要であれば当然支給するべきだと、貸与するべきだと思いますし、業務上必要でないといいますが、自分で準備してくださいというレベルのものであれば、ちゃんと要綱なり、基準がやっぱりないと、判断できないんですよ。決裁で図られているということは、慣行というふうにされてるということで、これ、市民に尋ねられたらどう回答していくんですか。どういう基準で出してるんですか、何で1品なんですか。多分、今の説明だと私は理解、納得まではいかないですね。

(説明者)

本来、指摘ありますように、必要なものは貸与していくべきだと思っています。その中で、教職員の、先ほど申しましたように、業務が多種多様、幅広い部分がありますので、事務服だけ貸与すればいい、それに合うだけ貸与してればいいというものではない。じゃあすべて貸与していくとなると、経費的に負担かかってしまうこととなりますので、やはりそのところ。

(仕分け人)

それは選択で伺えばいいんじゃないですか。いずれか1品限定されてるんですよ。2品目って借りられるんですか。

(説明者)

できません。

(仕分け人)

それは何ですか。必要だという申し出があったときに、それはもう貸せませんよ、というのはどういう理由でそうなるんですか。

(説明者)

その特定の人にそれだけ、先ほどの説明とかぶってしまうんですけど、必要なものは貸与していきたいという思いはあるんですけど、そこはコストとのバランスがあると思う。

(仕分け人)

やはり基準がないのが一番の問題だと思うんです。この要綱なり何なりに基準がはっきりしてればいいんで、ここちゃんと作るべきだと私は思います。

(仕分け人)

いいですか、最初のところで教職員の福利厚生の一環だと。右側の方には職員の福利厚生事業として、また、普段の服装では指導できない業務上、そういう業務の仕事柄必要な物ということで、どっち側かの立った話で、結局、業務上必要な物であるということであれば、全員が貸与品のトレーニングパンツなり、エプロンなり運動靴なり同じ物、エンカン服等を含めて着用しなければならないということになるんですか。そこを聞かせてください。業務上必要であれば全支給になるか、皆さん同じトレーニングパンツ、同じ運動靴で、あるいは同じエプロンでやることになるでしょう。ルールでしょう。だから税金かけてやるわけでしょう。そうじゃないんであれば、まさに福利厚生になるんですよ。だからどっちですかって聞いているんです。

(説明者)

福利厚生で行っているというふうに。

(仕分け人)

だから、自分で買って、自分の好きなデザインのもの、自分の好きなメーカーのシューズでも OK ということなんですね。

(説明者)

はい、そのようにしています。

(説明者)

おそらく以前の経過の中で、当然市の職員に準じて教職員も活動していますので、市の職員に関して一定の福利厚生の一環として事務服等、貸与させている。そういう中で教職員には福利厚生面で何も無いのか、という部分も含めて、福利厚生の一環の中で、市の事務職員に準じて、対応していきましょうという流れに恐らくなってきた、この事業が始まっていると思っています。そういう経過の中で言うと、じゃあ教職員に対してどのようなものを貸与すればいいのか、その中で選ばれてきているのが今の現状、こういう形になっているということで判断していただければいいのかなと思っています。

(仕分け人)

それが福利厚生という、必要だったという、今も必要なんですかね。昔は、学校の先生方も公務員も総じて、昭和 40 年くらいはそこそこぐらいまでは給料民間より低かった。相当低かった。だからこういう形で色んな物を買う。特に衣料服に関してはですね。だから、そういうことがあったんでしょう。

(説明者)

おそらく。

(仕分け人)

今、例えば自分の給料の何分の 1 ぐらい出せば、トレパン買えて、運動靴買えるという状況なんですかね。それは言うまでもなく承知されてるわけですよ。皆さんあれですか、これ、貸与受けられるんですか、かなりの方が受けていらっしゃる。何割くらいの方が支給品を活用されてるんですか。

(説明者)

受けてる数としましては、ほとんど 100%に近い数の方が受けてます。

(仕分け人)

お伺いしたいんですけど、貸与期間 3 年から 5 年にしたってことなんですけど、貸与期間ってこれ考え方にして貸与といっても実質的には支給だと。ということなんですけど、5 年間。前だったら 3 年間だったら、また新たに 2 品目を取得する権利を得るといって、そういうことですか。

(説明者)

そのとおりです。

(仕分け人)

破損とかした場合、年度の途中でも当然もう一回貸与してるってことですよ。

(説明者)

そこはしていません。

(仕分け人)

してないんですか。

(説明者)

はい。

(仕分け人)

一つ確認なんですけど、今教職員の被服等のことなんですけど、市の職員に準ずるとたしかお聞きしたんですけど、市の職員はまだ同じ内容なので行われているということによろしいですか。

(説明者)

市の職員の方は所管課が違うんですけど、それは規則に則ってやられているというふうに把握をしております。

(仕分け人)

もちろん則ってされるんでしょうけど、何だか、例えば事務服とかの貸与もあるわけですね、現に。

(説明者)

枚方市職員事務服が貸与があります。

(仕分け人)

それ以外にもあるんでしょうか。ここにあるトレーニングパンツ、運動靴の中から選べるようなシステムでしょうか。

(説明者)

私が把握する範囲でしか、申し訳ないですけど、それはないと思います。選べるシステムではないと。

(仕分け人)

貸与という名前ですけど、じゃないんですよね。もらえるんですよね。5年おきに。

(説明者)

そうです。ただ、5年もつかと言われまして、もたないというふうには把握してません。じゃあ本来貸与の考え方からいったら、きちっと期間で、痛んだら交換するなり、ということがあると思うんですけど、そうできれば一番いいんですが、やっぱり経済的な部分、そんなところはきちっと見ていかないといけないと思いますので、やっぱり市民の視点というようなところも考えられる中で、3年を5年に延ばしたりとか、一定の金額部分、押さえる部分とか、品目が本当に必要なものなのか、というところを絞り込んできているという形です。

(仕分け人)

実際、これが全くなかった場合、困られるんでしょうか。先生方は。

(説明者)

ジャージを使うことはご理解いただけだと思います。運動、それからクラブ、学校の実情としまして、教職員もそれぞれ学校の教育環境というところで、サビ落としをして、ペンキ塗りを職員全体がしたりとか、草抜きをしたりとか、溝の泥上げをするような作業というのもやっています。もちろんPTAの方とか、地域の方と一緒に夏の長期休業期間に行ったりとか、そういうご協力もいただきながらやるんですけれども、ただ授業だけをしているのではなく、そういう作業面的な部分もしますし、それから小学校ですと給食指導ということで、子どもたちと一緒にコンテナ室に給食を取りに行き、配膳と一緒に教員もやっております。そのときにエプロンを必要としたりとか。白衣につきましては、理科の授業であったりとか、習字のときに着ているものもあります。そういう、それぞれ特徴で必要なもの、それをすべて一気にくださいと言われても、それは渡せないと思います。そんな中で、渡してる分これくらいで、5年間もたないまでもという形で今実施しているのが現状です。それが特に小学校とかでもいきましたら、多品目になったりするので、この中で1品目という思いです。

(仕分け人)

確認ですけど、府費負担の教職員の先生方っていうのは、府の福利厚生事業というのは活用できないということではないんですか。

(説明者)

今話題になってるいる部分になるところなんですけど、どこの職員かと言われたら、枚方市の職員なんです。給料とかは府・県レベルと国からの給料が支払われています。枚方市から福利厚生として今行っている部分でしたら、この被服の貸与一点になるかなというふうに思います。今、ご指摘があったように大阪府の方の福利厚生はということで行きますと、大阪府の教職員互助組合というのがありまして、そこの区分の福利厚生があります。そこからの被服の貸与というのはありません。

(仕分け人)

貸与はないにしても、被服の支給であるとか、補助金というお金がもらえるとき、そういうのはないですか。事実関係は全くないですか。

(説明者)

ありません。

(コーディネーター)

評価シートを書きながら、議論を進めたいと思います。

(仕分け人)

これ、例えば、同じトレーニングパンツとかでも、たぶん普通に自分で買いにいったら3,000円では確かに買えないかもしれないですね。ただ、購入する金額はある程度自己負担ですとか、そういった、福利厚生なのであまりないかもしれないですけど、申し込みは一括して安くやりますということで、ただ、例えば1枚じゃ足りない。替えが欲しいとかいう人に対して、2枚でも3枚でも必要なだけ申し込めばこっちと一緒に取りますよとか、そういったことはご検討されるんですか。

(説明者)

すみません、今までそういう発想はしてなかったです。正直。数が集まれば安くなるなというのは常々思ってるところです。説明に漏れていましたが、貸与品について枚方市のマークを入れてもらってますので、付け加えておきます。

(仕分け人)

マークを入れるために、どれくらいかかっているんですか。

(説明者)

すみません。そののところ、今回調べてくるのを漏らしてしまいました。



(仕分け人)

要は、昔、制服っていうのは、事務服も含めて市の職員だってことが明らかに市民にわかるようにすることだったんです。そのときは全員着用ですよ。今も例えば事務服はなくなっていますが、当然それに代わって皆さん方がやってらっしゃるように大きく名前がわかるようにして、誰かもわかるということで今仕事されている。現場に行くときはどうかということ、その自治体の職員が分かるように、一種現場服というのが支給されてると思うんです。それは一見して枚方市の職員だというのが、例えば工事現場でわかるように、ということで、それがいわゆる現場で工事だから、消耗品だからというより、やっぱり市民が見てわかるようになってことがある。だから皆着るわけでしょう。どんな服装でもいいってことにはならないわけですよ。だから、これが多くの方がただでもらうとなればもらうでしょう。洗濯中だから、そんなにたくさんもらえるわけじゃないから、ただだからもらえたらもらうけども、普段は自分で好きなもの着てるでしょう。そうすると、福利厚生ということになる。福利厚生については、今、大阪、市の職員という立場でありながら実際、お給料も福利厚生も府ですよ。府が採用してるわけですから。今は府の互助会ってお話がありましたけども、互助会というのは、国であれ自治体職員であれ、まず福利厚生は共済組合があって、共済組合がまず基本的なことをほぼカバーしてるわけですよ。そうすると確認ですが、大阪府の場合は共済組合による福利厚生のほかに、互助会組織が上乘せしてるという理解でよろしいですか。

(説明者)

はい、そのとおりです。教職員共済があって、さらに大阪府の。

(仕分け人)

あんまりだから、それ全国自治体同じように都道府県やってるという話は聞きませんから、府独自の上乗せの福利厚生だということになりますよね。その上に福利厚生で被服を支給して、何着てもいいけども、ときどきただでお配りしますよって話ですよ、要するにね。

(コーディネーター)

よくね、コンセプトはわからないけど、近くで高級車を扱う自動車ディーラーが国道沿いにあるんです。お店の中すごくピカピカで、その前の道路もそのディーラーの社員さんがきれいにしてくれるんですね。お店だけじゃなくて、風景として草刈らないといけないから。すごくいいスーツ着て、腕まくりして一生懸命やってらっしゃいます。

また、ショッピングセンターがありますよね。この前行って、マネージャーが、店長さんが一生懸命草刈ってらっしゃいましたけど、そのときも自前のジャージ着てやってらっしゃいました。何が言いたいかというと、やっぱりそういう時代じゃないというこ

とですね。先生であれ誰であれ、今中村さんがおっしゃったような、一目で職員とわかるという目的があるならまだしも、福利厚生ということではいかなものなのでしょうかということですね。わかっているらっしゃると思うけれども。

(コーディネーター)

その他はよろしいですか。それでは事業ナンバー34、教職員被服等貸与事業について評価を行いたいと思います。1番不要(6人)、2番 民間(0人)、2番 国・府・広域(0人)、3番枚方市・要改善(0人)、4番枚方市・現行通(0人)。この事業は、班の結論として不要ということにさせていただきたいと思います。評価について、ご意見いただきたいと思います。ご意見ある方。

(仕分け人)

基準がない中で決裁行為で福利厚生を実施してるというのは、やはり市民から税金を預かっている、それを実行している以上、何らかの基準がなければ、やはりやれないのではないかと思いますので、いま廃止との結論になりましたけど、今後もし、それでも必要なんだと判断されてやっていくのであれば、必ず基準を作っていただきたい。止めるなら早く止めていただきたい。

(コーディネーター)

その他、どうですか。

(仕分け人)

実際、現場の職員の方が、どれだけこれに依存するものなのかっていうのを、ちょっと気になるころではあるなということで、必要なもの、本当にこれがないと困るということであれば、確かに付けるべきかもしれないし、やるのであればしっかり基準を設けて、やっぱり説明がつかないですから、市民の税金を使ってやるものですから、きちんと説明がつく形でされればいいのではないかなと思います。その辺のご検討をしていただきたいなど。

(コーディネーター)

よろしいですか。ちなみにこれ、根拠法令の話しが出ましたけれども、開始年度もわからないってということですか。

(説明者)

調べてみたんですけど。はい、そうです。

(コーディネーター)

それでは、班の結論は不要ということでさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。